

ID: 3059

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	検査済証の交付		
法令名 根拠条項	都市計画法 第36条第2項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第36条第2項の規定による。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日